

伊方原発をとめる会 規約

1条（名称） 本会は、「伊方原発をとめる会」と称し、事務所を松山市内に置く。

2条（目的） 本会は、伊方原発をとめること、自然エネルギーへの転換をはかることを目的とする。

3条（活動） 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）講演会、集会、学習会などの開催
- （2）ニュース、パンフレットなどの作成、配布などの宣伝活動
- （3）伊方原発訴訟への支援
- （4）署名活動、首長・議会等への請願など
- （5）ホームページの開設、運営
- （6）その他

4条（会員及び総会）

- （1）本会は、本会の目的に賛同する個人や団体の会員によって構成する。
- （2）総会は、会員（個人会員及び団体を代表する者1名）によって構成する。
- （3）総会は、年一回以上開催し、共同代表、幹事及び監査を選出し、経過報告・決算、活動方針・予算その他重要事項を決定する。

5条（役員並びに幹事会など）

- （1）本会に共同代表を置く。
- （2）本会には50名程度の幹事を置く。
- （3）幹事会は会の活動を決定し執行する。
- （4）本会に会計を置く。
- （5）本会には2名の監査を置く。監査は会計を監査し、総会で報告する。
- （6）総会または幹事会の決定に基づき、事務局を置く。事務局員の中から事務局長及び事務局次長を置く。事務局員は、幹事会の決定に基づき必要な事務を行う。
- （7）本会は、総会の決定にもとづき顧問を置くことが出来る。

6条（財政）

- （1）個人会員は年間一口1,000円以上（学生は500円）、団体会員は年間一口3,000円以上、とする。
- （2）広く寄付金を募る
- （3）会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

2011年11月3日発足・制定

2012年 9月9日改正

2020年11月1日改正

【事務所】〒791-8015 松山市中央2丁目23-1 平岡ビル201

電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991

ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp>

メール ikata-tomeru@nifty.com